

# 東海大学附属熊本星翔高等学校同窓会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東海大学附属熊本星翔高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は本部及び事務局を母校同窓会室に置き、必要に応じて支部を置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校並びに東海学園の発展に寄与すること、社会公共のために貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本会の活動は次の通りとする。

1. 会員名簿の作成及び管理
2. ホームページの作成及び管理
3. 母校並びに東海学園行事への協力
4. その他第3条のために必要と認められた活動

## 第3章 会員

(会員の資格)

第5条 東海大学第二高等学校・東海大学附属第二高等学校・東海大学附属熊本星翔高等学校を卒業した者で、事務局へ入会届を提出し、入会金を納付した者。

(会員の義務)

第6条 本会会員の義務は次の通りとする。

1. 会員は本会の目的及び活動達成の為に協力しなければならない
2. 会員は氏名、住所等に変更があった場合には、事務局へ届けなければならない

## 第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 広報委員長 若干名
4. 事務局長 1名
5. 事務局次長 若干名
6. 会計 2名以内
7. 幹事 20名以内
8. 会計監査 2名以内
9. 顧問

(役員役割)

第8条 本会役員役割は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する
3. 事務局長は本会実務を統括する
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長不在時にはその職務を代行する
5. 会計は本会会計及び出納を統括する
6. 幹事は本会活動の企画運営を行う
7. 会計監査は本会会計及び出納の監査を行い、その結果を総会に報告する
8. 顧問は本会の相談役として、会務への助言、提言等を行う

(役員選任)

第9条 本会役員選任は次の通りとする。

1. 会長及び会計監査は、役員会において選任する
2. 他の役員は、会長が指名する
3. 会長が必要と認めた場合、相談役として顧問を置くことができる
4. 役員は総会において承認を得なければならない

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第5章 会議

(会議種類)

第11条 本会は次の会議を開催する。

1. 総会
2. 役員会

(会議運営)

第12条 会議運営は次の通りとする

1. 会議議長は出席会員の中から互選により選出する
2. 会議決議は出席会員の過半数によって決する\*可否同数の場合は議長が決する
3. 本会の会則改正に関する決議については、総会出席者の2/3以上によって決する

(総会開催)

第13条 本会は年に1回、定期総会を開催する。但し、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催できる

(総会の決議事項)

第14条 総会は次の事項を審議する。

1. 事業報告及び決算
2. 事業計画案及び予算案
3. 役員承認
4. 会則改正
5. 役員会が必要と認めた事項

(役員会の開催)

第15条 役員会は会長が召集し、開催する。

(役員会の決議事項)

第16条 役員会は次の事項を審議する。

1. 会長、会計監査の選任
2. 各種活動の企画運営案
3. 事業報告及び決算
4. 事業計画案及び予算案
5. 会則改正
6. 会長が必要と認めた事項

## 第6章 会計

(資金)

第17条 本会の活動資金は次の通りとする。

1. 入会金は10,000円とし、原則として卒業時徴収する
2. 寄附金
3. バザー等による益金
4. その他の収入

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算及び会計監査)

第19条 会計は毎年、総会直前の役員会までに決算書を作成し、会計監査の監査を受け、役員会の承認を得た上で、総会へ提出しなければならない。

(予算案)

第20条 会計は毎年、総会直前の役員会までに予算案を作成し、役員会の承認を得た上で、総会へ提出しなければならない。

## 第7章 委員会及び支部

(委員会の設置)

第21条 会長は本会の目的及び活動を円滑に実施するために必要に応じ、役員会の承認を得て、各種委員会を設置することが出来る。

(支部の設立)

第22条 会員は総会の承認を得て、地区及び職域の支部を設立することが出来る。

(支部の義務)

第23条 支部は支部会則、役員及び会員名簿を事務局へ提出しなければならない。

## 第8章 附則

(細則)

第24条 この会則の施行のために必要と認められた時は、役員会は別途細則を定めることが出来る。

1. 本会則は昭和43年1月2日よりこれを施行する
2. 本会則は昭和58年1月2日よりこれを改正施行する
3. 本会則は平成3年6月19日よりこれを改正施行する
4. 本会則は平成17年5月17日よりこれを改正施行する
5. 本会則は平成29年11月4日よりこれを改正施行する
6. 本会則は令和2年12月12日よりこれを改正施行する